

(様式1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	畜産課	検索番号	15-1
法令名	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	根拠条項	6－2		
許認可等	認定畜舎等の仮使用の認定				

(根拠規定)

第六条 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定畜舎等(特例畜舎等を除く。以下この項及び第十八条第一項において同じ。)を新築する場合においては、認定計画実施者は、前項の規定による届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、都道府県知事が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該届出をする前においても、仮に、当該認定畜舎等又はその部分を使用し、又は使用させることができる。

3 前項ただし書の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(許認可等の基準)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定の審査基準について(制定 令和5年6月2日 5畜第341号)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定（以下「仮使用認定」という。）にあたっては、次の要件及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6第1項の規定による仮使用の承認の運用に関して定められた仮使用承認準則（昭和53年11月7日付け建設省住指発第805号（平成9年3月31日付け建設省住指発第169号による改訂を含む。））のうち、法第2条第1項で定義される畜舎等に該当する基準として定める別添1を満たすものでなければならない。

1 認定畜舎等の使用制限を受ける工事中の期間

法第6条第2項の規定により認定畜舎等（特例畜舎等を除く。以下同じ。）を新築する場合において、認定畜舎等の使用制限を受ける期間は、工事の着手から法第6条第1項の規定による工事完了の届出が受理されるまでのすべての期間である。

2 認定畜舎等の使用

認定畜舎等の使用とは、人が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第63条第1項の表に掲げる延べ滞在時間以下の相当時間継続して認定畜舎等に立ち入ることをいう（認定畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この限りでない。）が、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等認定畜舎等の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合は、法第6条第2項の規定により制限を受ける認定畜舎等の使用とは取り扱わないこと。

3 使用制限の対象となる認定畜舎等

使用制限の対象となる認定畜舎等の判定は、認定畜舎等の棟別に行うこと。したがって、同一の敷地内に多数の棟がある場合においても工事を行っていない棟は、使用制限の対象とはならないこと。

4 使用制限の対象となる認定畜舎等の部分

使用制限の対象となる認定畜舎等の部分とは、工事に係る主務省令第 29 条に規定する避難施設が機能的に関与している認定畜舎等の部分をいい、認定畜舎等が当該避難施設を含む部分と他の部分とに区画されているときは、当該避難施設を含む部分のみが使用制限の対象となる認定畜舎等の部分に該当するものであること。

別添 1

第 1 審査方針等

- 一 仮使用認定の審査にあたっては、第 2 の認定基準に従い、対象となる工事中の認定畜舎等について想定される危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因に対応した安全対策が適切に講ぜられているか否かを認定畜舎等の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断すること。
- 二 仮使用認定申請の際に提出を求める安全計画書は別記 1 の様式によるものとし、工事の内容、認定畜舎等の用途、構造、規模等により、安全計画書に記載されている事項では十分でないと思われる場合においては、必要に応じて、報告を求める等所要の措置を講ずること。
- 三 仮使用期間が著しく長くなることは、その期間中に工事の状況が変化することが予想され、工事中の認定畜舎等の安全の確保が図れないおそれがある。したがって、仮使用認定をする期間は、原則として、2 年以内とすること。

第 2 認定基準

次の 1) から 3) までによるものとする。

- 1) 仮使用部分は、下記項目について、法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。
 - (イ) 主務省令第 25 条（畜舎等の隔壁）及び同令第 26 条（その他防火上必要な技術的基準）
 - (ロ) 主務省令第 24 条の 3（畜舎等の内装）
 - (ハ) 消防法第 17 条（消防用設備等の設置、維持）
- 2) 仮使用部分とその他の部分とは、認定畜舎等の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。
- 3) 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

別記 1

安全計画書					Ⅲ. 基本的な施工計画	
Ⅰ. 工事計画概要					1. 工事施工手順の概要（概念図）	
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ. 用途		ロ. 構造			
	ハ. 高さ	軒の高さ 最高の高さ				
	ニ. 階数	地上 階 地下 階 塔屋 階				
	ホ. 建築面積		㎡	ヘ. 延べ面積		㎡
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要					2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示
Ⅱ. 仮使用認定申請部分					3. 工事工程	別添工事工程表に表示
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示				4. 工事用資材の搬出入及びその管理方法	
2. 用途		3. 申請面積	概ね	㎡		
(注意)						

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等の有無			
	種類	工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等の有無	
避難施設等	イ. 廊下その他の通路	有 ☐	無 ☐
	ロ. 直通階段等	有 ☐	無 ☐
	ハ. 地下道等	有 ☐	無 ☐
	ニ. スプリンクラー設備等	有 ☐	無 ☐
	ホ. 排煙設備	有 ☐	無 ☐
	ヘ. 非常用の照明装置	有 ☐	無 ☐
	ト. 非常用の昇降機	有 ☐	無 ☐
	チ. 防火区画	有 ☐	無 ☐
		有 ☐	無 ☐